

令和6年 第7回 定例教育委員会 会議録

日 時	令和6年7月19日（金） 14時05分～15時20分
場 所	阪南市防災コミュニティセンター多目的室
出 席 者	<p>〈教育委員会〉</p> <p>教 育 長 中 野 泰 宏 委 員 辻 雅 之 委 員 水 島 浩 子 委 員 柴 崎 一 也</p> <p>〈事務局職員〉</p> <p>生涯学習部長 森 貞 孝 一 生涯学習部理事 中 山 孝 一 生涯学習部副理事 丹 野 恒 副理事兼学校給食センター所長 河 野 貢 副理事兼生涯学習推進室長 矢 島 建 教育総務課長 堀 野 純 司 学校教育課長 石 原 慎 こども政策課長 岩 本 公 一 中央公民館長 岡 田 一</p>
事 務 局	教育総務課総括主査 中 山 直 子
書 記	教育総務課総括主査 中 山 直 子
傍 聴 者	なし

会議の要旨

(教育長)

令和6年第7回定例教育委員会を開会する。

本会議は、出席委員が定足数に達しており、有効に成立している。

署名委員に辻委員を指名する。

◆承認事項第1号「令和6年第6回定例教育委員会会議録について」(教育総務課)

(教育長)

承認事項第1号「令和6年第6回定例教育委員会会議録について」であるが、本会議録は、教育委員会会議規則第5条第2項の規定に基づき、委員会の承認が必要である。

意見、質問等はないか。

(辻委員)

報告事項第2号「令和5年度第2回阪南市立文化センター協議会の会議録について」において、各社会教育施設同士横のつながりを持ってほしいと意見申しあげたが、各審議会・協議会の方向性が異なるため難しいとの答弁だった。だが、文化センターと図書館の一体化の第一歩として、それぞれの協議会を傍聴するなどして、少しずつ寄り添っていき、交流を深めて、協議会の統合をめざすというのはどうか。各審議会・協議会はそれぞれ開催する曜日や時間帯が異なるため、難しい面もあるかと思うが、できるだけ調整して実現されたい。

(生涯学習推進室長)

文化センターと図書館の両協議会は、ご指摘どおり開催の時間帯が異なり、互いの協議会を傍聴するのは、各委員の事情を踏まえると難しい面もある。ただ、文化センターと図書館の一体的な運営というのは両協議会の委員にとっても最大の関心事であるため、互いの協議会の会議録を提供しあったり、開催日時を事前に周知して、可能な限り傍聴していただいたり、といった働きかけを事務局として行っていきたい。

(辻委員)

指定管理者選定委員会の委員にも情報提供していただきたい。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

承認事項第1号について、案のとおり承認されたものとする。

◆協議事項第1号「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定について」（生涯学習推進室）

（教育長）

協議事項第1号「阪南市留守家庭児童会指定管理者候補者の選定について」生涯学習推進室の説明を求める。

（生涯学習推進室長）

阪南市留守家庭児童会の指定管理者を指定するための措置として、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間の指定管理者の候補者の選定について、教育委員会の協議をお願いするものである。

本年3月から今月にかけて選定した結果、指定管理者候補者は、現在の指定管理者である「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」となった。本会議で協議が整えば、令和6年第3回定例会（令和6年9月議会）で提案することとなる。

なお、選定過程や指定管理者候補者についての詳細は、別添資料のとおりである。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（柴崎委員）

選定にあたっては種々の審査項目があると思うが、指定管理者候補者となった事業者について最も評価の低かった項目は何か。

（生涯学習推進室長）

今回指定管理者を選定するにあたり、選定基準を一新した。8項目ある選定基準のうち、最も得点割合が低かったのは、「効率的・効果的な事業運営が図られること」として、ICTの活用を期待した部分であった。次に低かったのは「関係機関等と連携すること」として、学校や保護者、行政との連携を期待した部分であった。ただ、これは選定基準と併せて見直した仕様書で求めている水準が高く、職員の人員配置を始め仕様書に忠実に沿った提案が指定管理者候補者からなされたものの、選定委員にとっては仕様書どおりの新鮮味に乏しい提案と感じられたせいだと思われる。

（柴崎委員）

今後、当該事業者が選定されたら、得点割合が低かった部分について事業者に改善を求めることもできるのか。

（生涯学習推進室長）

第3回定例会で指定管理者指定の議案が議決されたら、月に1回実施している指定管理者との定例会において、選定結果を踏まえ、次期指定管理期間においてさらなるサービスの充実を図ってほしいと働きかけていく所存である。

（柴崎委員）

留守家庭児童会の需要は高まる一方である。引き続き、指定管理者が学校や保護者との円滑な関係性が維持できるよう、努められたい。

(教育長)

本日欠席の教育長職務代理者から質問を預かっているので伝える。

今回の選定にあたり、現行の指定管理者の得点割合は上がったのか。また、前回の選定において得点割合が低かった項目について、改善は見られたか、とのことである。

(生涯学習推進室長)

前回は2,100点満点に対し1,479点で得点割合は70.4%、今回は1,800点満点に対して1,161.3点で得点割合は64.5%と、得点割合としては下がった。また、前回評価が低かった部分が改善したかについては、今回選定基準を一新したため、一概に比較することはできない。

(教育長)

先ほども柴崎委員から指摘があったが、満点に対する得点が640点近くマイナスとなった要因は何か。

(生涯学習推進室長)

今回の選定基準で配点が大きかったのは「管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有すること」と「施設の効用を最大限発揮し、児童の自主性・社会性等の一層の向上が図られること」で、それぞれ480点満点と、この2項目で半分以上を占める。ここで点が伸びなかったのが、640点近いマイナスとなった最大の要因である。配点が大きいということは、5年間滞ることなく支援員を配置し続けてもらえるのか、良質な保育を提供してもらえるのか、ということが事務局として重要視しているということであり、他市町の仕様書も参考にしながら前回とは比較にならないほど詳細に項目を設定したものである。その結果、選定委員の評価が厳しくなり、得点割合も下がったものと思われる。

(教育長)

指定管理者指定申請書の提出があったが総合点が満点の60%に満たず、指定管理者候補者とならなかった団体は、どういった点で至らなかったと考えているか。

(生涯学習推進室長)

当該団体は募集要項の読み込みが十分ではなく、説明資料の準備が不足していたことに加え、選定委員が保育内容の詳細な説明を求めるなか、団体が力を入れている保護者支援のプログラムに力点を置いて説明したことなどが、点数が低くなった原因と考える。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全委員)

意見、質問等なし。

(教育長)

協議事項第1号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆協議事項第2号「阪南市子ども・子育て会議委員について」（こども政策課）

（教育長）

協議事項第2号「阪南市子ども・子育て会議委員について」こども政策課の説明を求める。

（こども政策課長）

市立保育所保護者会選出者、阪南市PTA協議会選出者、阪南市社会福祉協議会選出者の交代に伴い、資料記載の3名の方に委員を委嘱したいので、教育委員会の協議をお願いするものである。任期は、市立保育所保護者会選出者と阪南市PTA協議会選出者が令和6年7月1日から令和7年8月31日まで、阪南市社会福祉協議会選出者が令和6年8月1日から令和7年8月31日までである。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（全委員）

質問等なし。

（教育長）

協議事項第2号について、案のとおり協議が整ったものとする。

◆議決事項第1号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」（生涯学習推進室）

（教育長）

議決事項第1号「阪南市子ども読書活動推進会議委員の依嘱について」生涯学習推進室の説明を求める。

（生涯学習推進室長）

委員18名のうち、令和6年第5回定例教育委員会では未定となっていた阪南市PTA協議会代表1名について、阪南市子ども読書活動推進会議設置要綱第3条の規定に基づき、別添資料の方に委員を依嘱したいので、教育委員会の議決を求める。任期は、令和6年8月1日から令和11年3月31日までである。

（教育長）

ただいまの説明を受けて、意見、質問等はないか。

（柴崎委員）

「委嘱」ではなく、「依嘱」を用いているのはなぜか。

（生涯学習推進室長）

本市では令和4年度から、地方公務員法に基づくものは「委嘱」、要綱等に基づくものは「依嘱」の文字を使うことになったためである。阪南市子ども読書活動推進会議の委員は要綱に基づくものなので、「依嘱」を用いている。

（水島委員）

PTA協議会代表の方は、小中どちらのPTAに所属しているのか。

(生涯学習推進室長)

小学校のPTAに所属している。

(水島委員)

留守家庭児童会での子どもたちの様子をよく知っている、留守家庭児童会の代表の方にも入っていただいてはどうか。

(生涯学習推進室長)

本会議でも留守家庭児童会の方に入っていただきたいという声があるが、支援員の勤務は保育時間に合わせて午後からとなっているので、午前に会議を開催する場合は参加が難しい。同様のことは、学校図書館専任司書にも言える。そのため、教育委員会事務局の留守家庭児童会担当の職員と学校図書館担当の職員が代わりに委員となり、現場と会議をつないでいるという状況である。

(教育長)

他に、意見、質問等はないか。

(全員)

意見、質問等なし。

(教育長)

議決事項第1号について、案のとおり議決されたものとする。

◆報告事項第1号「後援名義使用許可について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第1号「後援名義使用許可について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年6月1日から6月30日までの間に教育委員会が後援し、名義の使用を許可した9件について、報告する。

1件目は、ぽれぽれ広場主催「ぽれぽれ夜店 in 尾崎別院」である。令和6年7月14日、本願寺尾崎別院境内で一般の方を対象に、まちおこしマルシェが開催された。

2件目は、阪南市少年軟式野球協会主催「第32回阪南市長旗争奪大会」である。令和6年6月16日から9月30日まで、阪南市内のグラウンドでチーム所属の小学生による少年軟式野球大会が開催される。

3件目は、NPO法人子どもNPOはらっぱ主催「知ろう！学ぼう！プレーパーク～プレーリーダー養成講座V o 1. 3」である。高校生以上の年齢の方を対象に、子どもの冒険遊び場づくりに関わる青年や大人を養成するための講座が、令和6年9月から12月にかけて全4回にわたって開催される。

4件目は、社会福祉法人和泉乳児院主催「さとおや啓発『サマーフェスタ』」である。令和6年8月6日、イオンモールりんくう泉南のイオンホールで、一般の方を対象に、里親制度について啓発するイベントが開催される。

5件目は、一般財団法人カンボジア地雷撤去キャンペーン主催「2024年度

書き損じハガキ回収プログラム」である。趣旨に賛同する全国の児童や生徒、保護者や周辺住民から書き損じハガキを集めて換金し、カンボジアの地雷撤去団体を支援するという取組である。

6件目は、「みんなで歌おう♪第九コンサート」である。令和6年12月22日、同実行委員会主催でサラダホール・大ホールにおいて一般の方を対象に、合唱と音楽家によるコンサートが開催される。

7件目は、株式会社泉佐野自動車教習所主催「秋の交通安全運動教習所一日開放 さのドラDAY自転車の交通安全教育『自転車デビューその前に!!』」である。令和6年9月23日、泉佐野自動車教習所の校舎と所内コースにおいて、小学3年生を対象に、自転車の交通安全教育を中心としたイベントが開催される。

8件目は、「阪南市少年少女合唱団第24回定期演奏会」である。令和6年8月18日、同合唱団主催で阪南市立西鳥取公民館・多目的ホールにおいて一般の方を対象に、団員が合唱を発表する会が開催される。

9件目は、社会福祉法人阪南市社会福祉協議会主催「夏休みボランティアDAY2024」である。令和6年7月25日から8月23日にかけて、小学5年生から大学生までの青少年が阪南市内で様々なボランティアを体験する。

これらの事業は、阪南市教育委員会の後援等に関する規則第2条各号のいずれにも該当するとは認められないことから、名義の使用を許可したものである。
(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第2号「公共施設使用料の減免制度見直しの現状について」(生涯学習推進室)

(教育長)

報告事項第2号「公共施設使用料の減免制度見直しの現状について」生涯学習推進室の報告を求める。

(生涯学習推進室長)

公共施設の使用料の減免制度の見直しについては、令和3年9月に「阪南市行財政構造改革プラン改訂版」を策定して以降、これまで適宜その状況を定例教育委員会に報告してきた。このたび、令和7年度以降の減免制度の対応方針が定まったことから、これまで定例教育委員会に報告してきた内容を振り返った後、今回の対応方針を決定するに至った経緯とその内容について報告する。

詳細は、資料のとおりである。

各種団体や審議会からの施設使用料の減免継続を望む声は依然として強く、今回実施した府内各市の調査結果を共有すると、減免の見直しについて理解を得ら

れるとは考えがたい。さらに、大阪府内の全ての市において施設使用料の減免と補助金の交付が主な支援方法となっていることから、減免見直しにより生じた効果額を活用した新たな社会教育活動活性化方策を検討することは困難であると判断し、当面の間、「公共施設使用料減免ガイドライン」に掲げる「暫定措置」（＝50%減免）を継続することが適切であると市長に提案し、了承を得たため、令和8年度末まで「暫定措置」を継続することとなった。

今後も引続き社会教育活動活性化方策の検討を見据え、定期的に大阪府内の各市の情報収集等に努めるが、令和8年度の時点で大きな進展がなければ、令和9年度以降も「暫定措置」を継続するよう市長部局に提案する予定である。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(柴崎委員)

調査結果を見ると、社会教育団体に対して使用料を100パーセント免除している市の割合が高いようだが、これらは社会教育団体の下部組織も含んでいるのか。

(生涯学習推進室長)

社会教育団体だけか、下部組織も含むのかについては市によって異なるので、この調査結果は、あくまで各市の大まかな傾向を示す資料として参照していただきたい。

(辻委員)

大阪府内全市への調査結果はありがたく拝見した。一方で、公共施設使用料の減免見直しについての利用者の方の声はどのようなものか。令和8年度末まで暫定措置を続けるということだが、今後アンケート等を実施する予定はあるか。

(生涯学習推進室長)

各種協議会・審議会において同じ資料を用いて調査結果を報告し、要請があれば各種団体に説明することを予定している。いずれにおいても減免見直しへの関心は高く、暫定措置は令和9年度以降も継続すべきというご意見が多いように感じる。今後も、関係各位とは減免見直しや社会教育活動活性化方策について意見交換を続けていく所存である。

(水島委員)

社会教育団体に公共施設使用料の減免を適用していない5市は、生涯学習推進室長からの報告にもあったように、施設使用料がそもそも無料や低額だったり、一律減免済みだったり、比較的財政状況が良く、その都度減免する必要がないということで理解した。

各市で、公共施設使用料の減免制度見直しによって各団体の使用料の負担が増えると使用頻度が減る、といった傾向があるかどうか把握しているか。

(生涯学習推進室長)

調査項目になかったため、把握していない。

(水島委員)

市によって財政状況が異なり、単純に比較できないところも多いが、社会教育関係団体のメンバーの高齢化や、リーダーや役員の育成が課題であるところなど、共通する点も多いと感じた。

公共施設を利用する立場から言うと、使用料の負担が増えてもその分施設の充実が図られるのであれば納得できるが、増えるだけなら反対意見も多いだろうと思う。

(生涯学習推進室長)

行財政構造改革プラン改訂版で公共施設の使用料の減免制度を見直すという案が市内で提案された際、減免制度の見直しは課題であるとの認識はあるものの、従来と同じように使用してもらってこそ効果額は生まれるが、市民が施設を利用できなくなったり利用を控えたりしては効果額が発生するかどうか不透明であることを社会教育施設の担当課として指摘した。

当室としては、今後も社会教育活動活性化方策の構築に向けた検討や情報収集を継続する一方、公共施設は多くの方に利用されて価値を発揮することから、各施設の利用状況や財政状況を踏まえ、場合によっては暫定措置の延長を求めるとしている。

(教育長)

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆報告事項第3号「第9回阪南市立学校のあり方検討委員会について」(教育総務課)

(教育長)

報告事項第3号「第9回阪南市立学校のあり方検討委員会について」教育総務課の報告を求める。

(教育総務課長)

令和6年5月15日に開催した、第9回阪南市立学校のあり方検討委員会について報告する。案件は、(1)新委員の紹介、(2)令和6年度学校園教育基本方針について、(3)小中学校の適正規模、適正配置について、(4)その他、であった。

なお、詳細は資料のとおりである。

(教育長)

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

(辻委員)

会議録8ページ、技術科の教員がいない学校では免許外の教員が指導しているとあり、今後もこういうことは起こるかもしれない。現在我々教育委員は令和7年度に採択される中学校の教科書を選定するための作業をしているが、各社の技

術の教科書を見ていると、前回に比べて教科書に記載されたQRコードから読み取る木工や金工の動画が充実してきたように思う。免許のある教員が直接指導するのがベストだが、全国的な少子化と教員不足の中、デジタルで補っていかねばならない時代になったのかもしれないと感じた。

(学校教育課長)

委員ご指摘のとおり、一部授業に使えるデジタルコンテンツがあるがまだ豊富とはいえず、ベースは紙の教科書である。ただ、何かを制作する際はキットを購入し、その説明書を見ながらデジタルコンテンツも併せて活用することで、授業を成立させることができる。また、技術科の免許外であっても家庭科など制作に長けた教員や、情報科などパソコン操作に長けた教員を配置して、指導に支障をきたさないよう工夫しているところである。

(水島委員)

会議録中、阪南市の適正規模は小学校4校、中学校2校とある。地理的な問題もあって半減するのが難しいのは承知しているが、あり方の議論はそこに向かって動いているのか、それとも結局進んでいないのか。統合しないとすると、本市の年間出生数は200人足らずだから、単純に8校で割ると1学年25人ということになる。

(教育長)

市は、阪南市立学校のあり方検討委員会の答申を受けたうえでどうするかを考えていくことになるが、今後の見込みについて担当課長から答弁されたい。

(教育総務課長)

8月21日に開催する第10回検討委員会で小中学校の適正規模・適正配置についての答申の骨子案を検討する。現時点で織り込もうとしているのは、①通学時間や通学距離の問題、ハード面での受け皿がないこともあって早急な統合は困難である、②文部科学省基準で望ましいとされる1学年2学級の確保は難しいが、予測では令和22年度までは単学級となっても複式学級にまで至らないので、その間は本市独自の方策でソフト面でフォローすることが必要、③複式学級を回避するために、時勢をふまえて統合や小中一貫校について検討していく、という点である。

(教育長)

適正規模だけでいえば小学校4校、中学校2校とはなるが、適正配置を考えたり、その他の要因を考え合わせると、単純に減らせばいいというものではないということである。次回は答申の骨子案の検討、その次での最終的な検討を経て答申が完成し、市はそれを受けて市立小中学校の今後について考えていく。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他案件①「教育委員会関連行事について」（各担当課）

（教育長）

教育委員会に係る行事等について、その内容と主たる担当課を示している。
各課の報告を求める。

<教育総務課>

- 7月22日 令和6年度第1回教育委員会評価委員会
- 8月21日 第10回阪南市立学校のあり方検討委員会

<学校教育課>

- 7月19日 小中学校1学期終業式
- 7月26日 阪南市・泉南郡三町人権教育研修会
- 8月1日 海洋教育教職員研修
- 8月20日 初任者教員特別活動研修（「皿田能」について）

<生涯学習推進室>

- 7月21日 サラダフェスタ2024（夏の夕涼み会）
- 7月26日 古文書講座初級編～阪南市の古文書紹介～
- 7月30日 学校の先生による読み聞かせ「えほんのじかん」
- 8月9日～11日
全日本ビーチバレージュニア男子選手権
- 8月11日 阪南市中学生ビーチバレー大会

<公民館>

- 7月19日～8月25日
〔各地区公民館〕公民館の学習室を開放します
- 7月27日 〔尾崎公民館〕おざき公民館食堂
〔西鳥取公民館〕西鳥取でみんなの縁日
- 7月28日 〔尾崎公民館〕小学生プログラミング講座
- 8月4日 〔尾崎公民館〕子ども科学教室

<こども政策課>

- 7月19日 市立幼稚園1学期終業式

※いずれも7月19日現在の予定

（教育長）

ただいまの報告を受けて、質問等はないか。

（水島委員）

ビーチバレーボール選手権は箱作のぴちぴちビーチで実施するのか。今年、ぴちぴちビーチで海水浴場は開設されないが。

(生涯学習推進室長)

ビーチバレーボール選手権及び大会は、ぴちぴちビーチと隣接する岬町のときめきビーチにまたがるせんなん里海公園内で開催する。

(教育長)

例年であればビーチバレーの合間に海水浴場で泳ぐ選手の姿も見られたが、今年は遊泳禁止のため、開会式での諸注意の中に入れていただきたい。

(柴崎委員)

「えほんのじかん」は、教員が図書館で読み聞かせを行うのか。

(学校教育課長)

2年目教員が1日図書館の業務に従事するという社会体験研修である。その一環として、来館した子どもたちを対象に、あらかじめ選んで練習してきた絵本の読み聞かせを行うものである。

(教育長)

8月20日の教職員研修は辻委員に講師になっていただいて開催するものであるが、もう一つ、教育委員が講師となる行事を紹介する。7月29日、八田教育長職務代理者が会長を務める学校保健会主催の令和6年度学校保健会総会が開催される。その後半、水島委員が講師となって「学校保健現場へ小児科医からのアドバイス」と題した講演をしていただく予定である。

また、8月9日は令和6年度泉南地区教育委員会連絡協議会総会が開催され、教育委員数名と私が出席するが、講演会では阪南市立学校のあり方検討委員会元会長で和歌山大学学長の本山貢様からご講演いただくと聞いている。

他に、質問等はないか。

(全委員)

質問等なし。

◆その他（教育長）

(教育長)

今回の令和6年第8回定例教育委員会は、令和6年8月23日金曜日午後2時00分から、阪南市役所全員協議会室で開催したいが、いかがか。

(全員)

異議なし。

(教育長)

令和6年第7回定例教育委員会を閉会する。

以上